

はくざんし
白山市

しょうがいしゃいどうしえん
障害者移動支援

がいどぶっく
ガイドブック

あなたが主人^{しゅじん}ぶ

あなたのおでかけ
てつだ
手伝います

で ひろ せかい
出かけて広がるあなたの世界

しょうがい ひと ひと
障害のある人もない人も
ともに生きる街を



はじめに

このやさやかなパンフレットを手にとっていただき、どうも有難うございます。

白山市では、障害のある人たちが自由に外出しながらより豊かな生活を送っていけるように、移動支援事業を進めています。この事業を利用して、たくさんの人たちが街の中にでかけるようになりました。

この移動支援事業について、障害当事者や家族のみなさんにさらによく知っていただき、これまで以上に気軽に利用していただきたい。また、市民のみなさんにもこの事業のことをよく理解していただき、共生の街を目指して共に歩んでいただきたい。そんな思いから、この冊子が作られました。

一人ひとりが主人公

人はみな、かけがえのない人格と個性を持っています。そして、どの人も自分の人生の主人公であるはず。しかし、これまでの社会の中では、障害のある人たちは自分の人生の主人公として生きる機会を持つことが、なかなかできませんでした。私たちはこれまでの社会の在り方を見直し、障害のある人たちが一人の人間として尊重され、自分の人生の主人公として、自信と誇りを持って生きていけるような社会にしたいと願っています。移動支援事業は、そんな私たちの願いのつまったものです。

共生の街を、みんなの力で作っていきましょう

平成23(2011)年8月に、改正障害者基本法が施行されました。この法律は、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目的とする、画期的な法律です。

白山市の進めている移動支援事業は、改正障害者基本法の理念に添った、とても大切な事業です。この事業がこれからますます、多くの障害のある人たちに利用され、あちこちで障害のある人とない人の出会いや付き合いが広がっていくことを願っています。

いろんな人たちが交わり合い、理解し合うことで、共生の街白山市が作られていきます。そのことを夢見て、共に歩んでいきましょう。

このパンフレットが共生の街作りに、ほんの少しでも役に立てたら幸いです。

もくじ

 I	移動支援事業って何？ …………… 2
 II	障害当事者のみなさんへ …………… 6
 III	家族のみなさんへ …………… 14
 IV	事業所のみなさんへ …………… 16
 V	ガイドヘルパーのみなさんへ …………… 20
 VI	市民のみなさんへ …………… 24
 VII	Q&A …………… 26
 VIII	資料編 …………… 28

表紙イラスト：かるべめぐみ

本文イラスト：米倉恵子（エディット）



I

い どう し えん じ ぎょう にな 移動支援事業って何？



1 移動支援事業とは

- 自分だけで外出することが難しい、障害のある人の外出を支援する事業です。この支援を通して、障害のある人たちがより自立した生活やより多くの社会参加ができるようになることが期待されています。
- 障害者自立支援法で定められた、市町村が実施する障害のある人の地域生活を支援する事業の一つです。



2 どんな所へ行けるのだろう

- この事業を利用することで、障害のある人たちはさまざまな所へでかけることができます。たとえば、ショッピングセンターや公園、イベント、銭湯、プールなどへでかけて、自分のしたい活動をするすることができます。



3 どんな利用の形があるのだろう

- 外出の支援には、利用者の希望に応じて、2つの形があります。

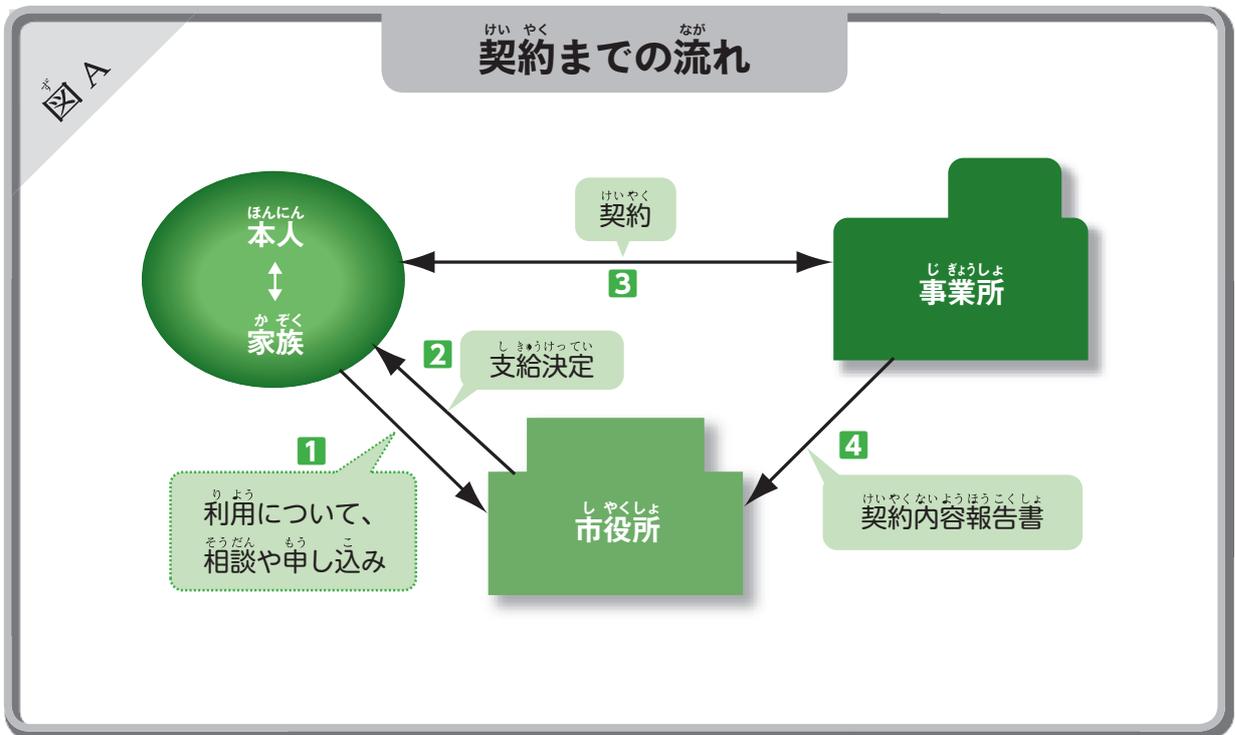
A 個別支援型	B グループ支援型
利用者ガイドヘルパーが1対1で外出するものです。	複数の利用者が一緒にでかける際の支援の形です。2、3人でイベントにでかけたりする場合などです。





4 利用するには

- Step 1** …障害のある人本人あるいは家族が白山市障害福祉課へ申し込みます。外出支援が必要と認められると、1か月に利用できる時間が決まります。
- Step 2** …白山市が契約している事業所の中から、本人あるいは家族が利用したい事業所を選び、そこと契約(利用に関する約束です)を結びます。
- Step 3** …契約した事業所の担当者が、本人あるいは家族の希望を聞いたうえで、それに応じてガイドヘルパーを派遣します。
- Step 4** …利用する際の自己負担については、白山市障害福祉課へ相談してください。



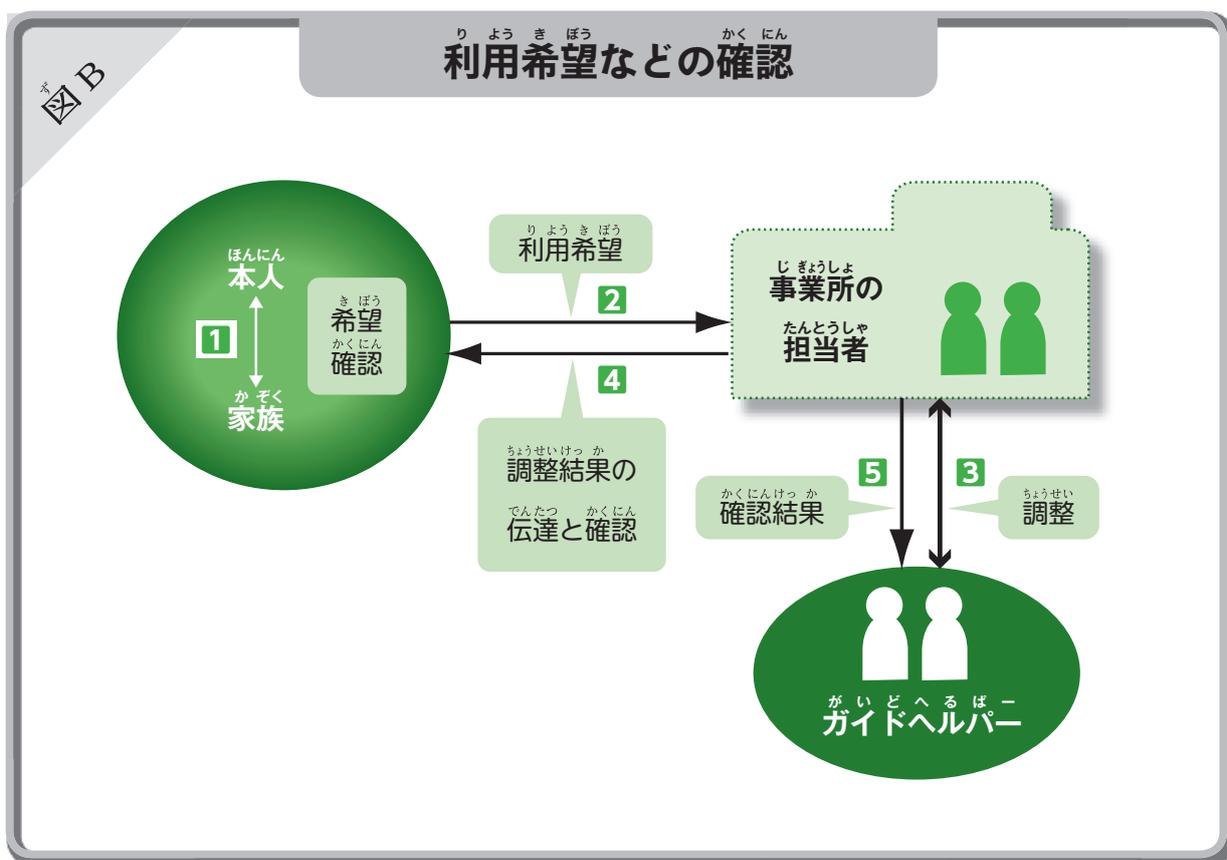
- 1** …障害のある人本人あるいは家族が、白山市障害福祉課へ移動支援事業の利用を申し込み込む。
- 2** …障害福祉課から、本人あるいは家族に1か月の利用時間数などに関する通知が届けられる。
- 3** …本人あるいは家族と事業所の間で、具体的な利用について、取り決めをする。
- 4** …事業所から白山市障害福祉課へ、利用者と事業所が取り決めた内容を報告する。



5 移動支援事業を利用した外出の前後の流れ

1 …具体的な利用について確認します(図B)

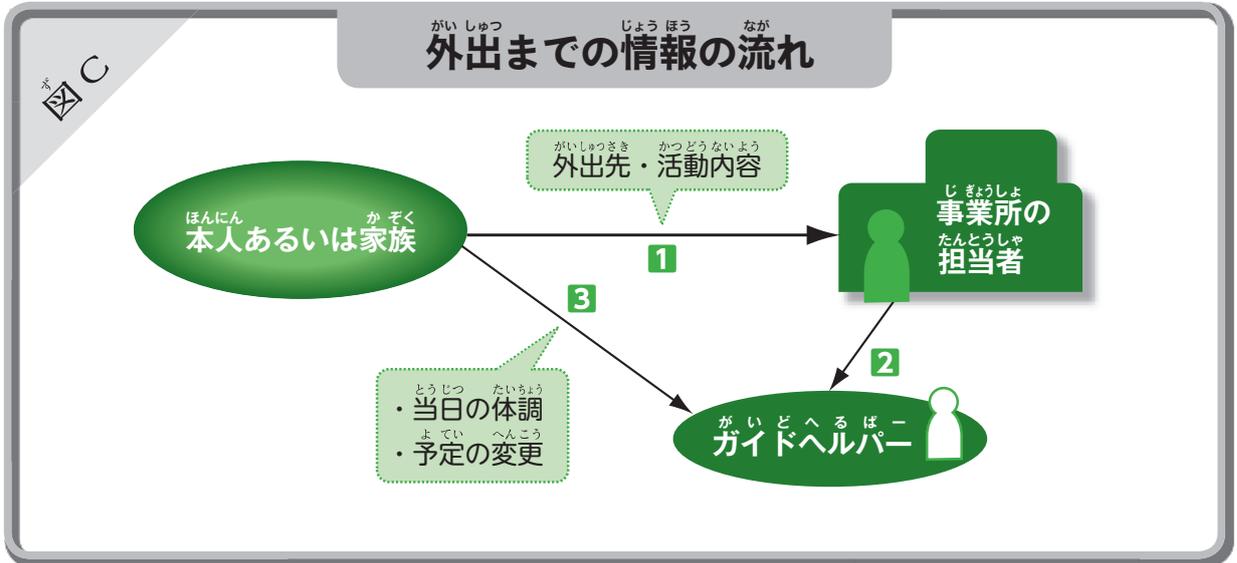
- ▶具体的に外出することになった時、本人あるいは家族が、利用したい事業所へ外出したい日時や外出の内容などを伝えます。
- ▶それをもとにして事業所の担当者は、希望に添えるガイドヘルパーをさがし、本人あるいは家族に伝え、外出についての確認をします。



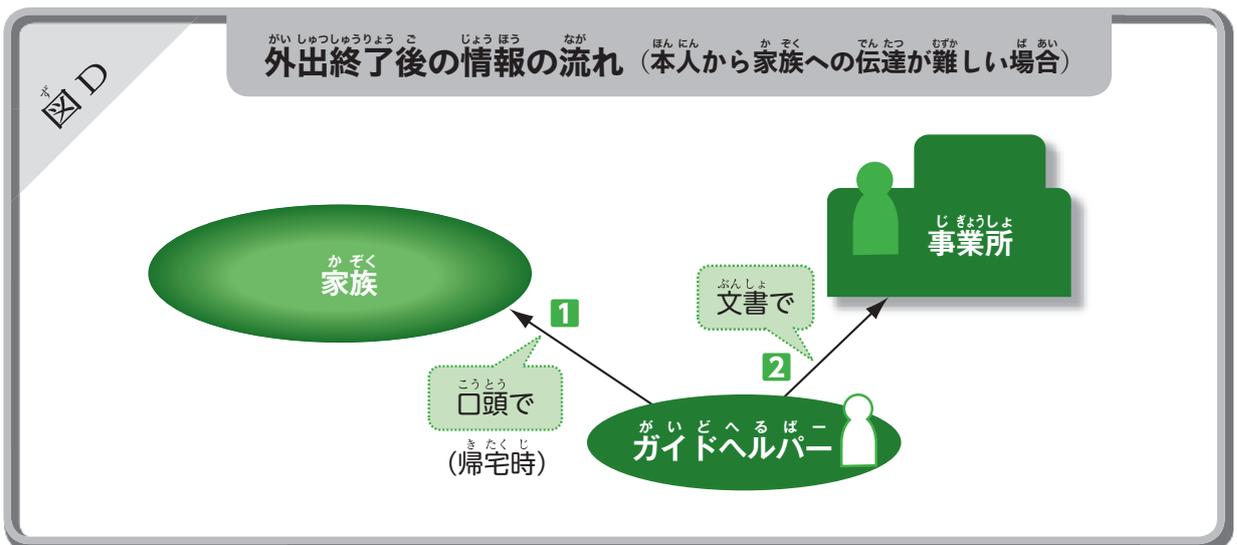
- 1…本人と家族とで、でかけたい所や日時などについて話し合う。
- 2…本人あるいは家族の希望などを、事業所の担当者に伝える。
- 3…事業所の担当者がガイドヘルパーをさがし、日程などの調整をする。
- 4…事業所の担当者から調整結果を本人あるいは家族に伝え、利用について確認する。
- 5…本人あるいは家族と確認したことをガイドヘルパーに伝える。

2 …情報の共有を大切にします(図C・図D)

▶本人にとってよりよい外出にするためにも、また家族に安心してもらうためにも、おたがいに情報を共有することを大切にします。



- 1…本人の体調や希望など、より新しい情報を事業所へ伝える。
- 2…事業所から、本人あるいは家族からの情報をガイドヘルパーに伝える。
- 3…当日の一番新しい情報(その日の体調や内容の変更など)を、本人あるいは家族から、直接ガイドヘルパーに伝える。



- 1…外出から帰宅した時、必要に応じてガイドヘルパーが家族に外出時の様子を伝える。
- 2…ガイドヘルパーは事業所に報告書を出す。



II

しょうがいとうじしゃ 障害当事者のみなさんへ



① 主人公はあなたです

- あなたの人生の主人公は、あなた自身です。ガイドヘルパーとでかけた時のあなたの活動の主人公も、あなた自身です。
- あなたが自分の行きたい所へでかけて、いろんな活動ができるように、白山市や事業所がお手伝いします。
- 移動支援を利用してでかける時間は、あなた自身の時間です。遠慮することなく、あなたのやり方で楽しんだり、必要な用事をしたりしてください。あなただけでできないところは、ガイドヘルパーがお手伝いします。ガイドヘルパーと相談しながら、楽しいひとときを過ごしてください。



② 外出は、あなたの希望で

① あなたの希望をもとにして

- 外出時間、外出先や活動内容は、あなたの希望で決めることが原則です。自分だけではできないことも、ガイドヘルパーと一緒にならできるかもしれません。いろんなことに挑戦してみると、けっこうおもしろいかもしれません。

② いろんな所へでかけることができます

- あなたがでかけたいと思う所はどこですか。ガイドヘルパーと一緒に、いろんな所へ行けます。遠慮なく希望を伝えてください。

③ わからないことは、相談しながら決めましょう

- あなたのでかけたい所と時間がはっきりしている時は、あらかじめ事業所の担当者に伝えてください。
- 「あそこへ行ってみたいけど、心配だな」「あそこに行ったら何があるんだろう」など、わからないことがあったら、家族の人や事業所の担当者に遠慮なく相談してください。一緒に考えてもらえます。
- 相談しながら、あなたの行きたい所を決めていきましょう。一人だけで考えていてもわからないことも、誰かと一緒に考えるとわかってきます。

④ 1回の外出の時間

- 1回ごとの外出の時間については、事業所の担当者によく話し合っけて決めてください。

⑤ その日のうちに帰宅することを原則とします

- この事業を使えるのは、原則としてその日のうちに帰宅することができる範囲です。もちろん、県外へでかけることもできます。

⑥ 日をまたぐ場合など

- 活動内容によっては、その日のうちに帰宅できない場合もあります。その場合は、ある時間帯は自由契約となります。事業所によっては、自由契約での外出支援をしていないところもあります。
- 細かい点は、事業所の担当者と相談してください。できる限り希望に添えるように工夫してもらえと思ひます。



■ 「何焼こうかな」、
バーベキューの
買い出しへ



③ 利用する事業所を選んでください

① 受給者証を受け取ります

- 白山市役所の障害福祉課、あるいは支所の担当課へ申請をして、受給者証を発行してもらってください。
- あなたの希望に応じて、毎月のサービスの支給時間数が決められます。

<p>白山市 障害福祉課</p> <p>市役所</p>	<p>市役所の1階にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ Tel. 076 - 274 - 9526 ■ Fax. 076 - 275 - 2211
---------------------------------	--

② あなたは、自分の利用しやすい事業所を選ぶことができます

- 白山市内にお住まいの人が利用できる事業所は約30か所あります。
- そこには、研修を受けたガイドヘルパーがいて、みなさんの外出のお手伝いをします。
- 事業所を選ぶ時、わからないことがあったら、白山市障害福祉課の職員や相談員に相談してください。あなたのお手伝いをします。

③ 事業所と契約します(利用についての約束をします)

- あなたが選んだ事業所へでかけ、契約をします。事業所のサービス提供責任者があなたの希望を聞いたり、事業の説明をしたりします。
- あなたは、自分の希望で、いくつかの事業所と契約することができます。

<p>契約する時に必要なもの</p>	<p>障害者手帳・受給者証・印鑑</p>
--------------------	----------------------

4 事業所の担当者とよく話し合ってください

- 事業所には担当者があります。あなたの希望をよく聞いて、それに応じたガイドヘルパーを選ぶなど、必要な調整をする人です。あなたの外出に向けていろいろと相談のり、一緒に考えていく人です。
- 担当者に、遠慮なくあなたの希望を伝えてください。たとえば、どんなガイドヘルパーがいいか、ガイドヘルパーにどんな手伝いをしてほしいか、どこへでかけたいと思っているか、外出時に心配なことは何かなど、どんな小さなことでも話してください。担当者はあなたの声をしっかり受け止め、一緒に考えます。



■ ちょっとドキドキ、習字教室
にて先生の手直しを受ける



4 でかける前に

1 あなたの気に入ったでかけ方で

- さて、外出です。あなたの行きたい所へでかけます。ガイドヘルパーと一緒に安心して、気持ちを楽しんででかけてください。
- 自分の気に入ったやり方で、でかけてください。着ていくものも持っていくものも、あなたの気に入ったものでどうぞ。
- 自分で決めるのが難しかったら、家族と相談して決めるのも一つの方法です。また、事業所の担当者と相談することもできます。

2 でかける前に

- でかける前に、ガイドヘルパーとよく話し合っ、その日の外出内容について確認してください。行きたい所、したいこと、お金のこと、体調のことなど、できるだけ詳しくガイドヘルパーに伝えてあげてください。本人が伝えるのが難しい場合は、家族が伝えてください。
- ガイドヘルパーはあなたの希望を大切にして、あなたが気持ちよく、安心して外出できるようにお手伝いします。

3 活動にかかるガイドヘルパーの費用は？

- 一緒にレストランで食事をしたり映画館へ入ったりした時や、公共交通機関を利用した時、ガイドヘルパーの分のお金をどうするか。また、ガイドヘルパーが運転する車でかけた場合の、車の使用料はどうするか。これについては各事業所ごとにルールが決められています。事業所の担当者と相談してください。



5 でかけた中で

1 あなたの時間をあなたらしく

- 外出した時、主人公であるあなたのやりやすいように過ごしてください。あなた一人でやろうと思うところは、あなたがやってください。あなただけでは難しいと思うところは、ガイドヘルパーが手伝います。わからないことは遠慮なく、ガイドヘルパーと相談してください。

2 途中で予定を変えたいと思ったら

- 外出の途中で予定を変えたいと思ったら、遠慮なくガイドヘルパーに伝えてください。ガイドヘルパーと一緒に考えてくれます。予定と別の所へ行くこともできます。

3 途中で体調が悪くなったら

- 外出の途中で体の具合が悪くなったら、ガイドヘルパーに伝えてください。ガイドヘルパーと一緒に考え、必要な方法を考えます。

4 お金の貸し借りはしない

- 外出中にあなたのお金が足りなくなっても、ガイドヘルパーは貸すことはできません。自分の持っているお金の額を考えながら動いてください。
- また、ガイドヘルパーがお金を借りたいと言った時も、あなたのお金を貸さないでください。



6 外出を終えてから

1 不満や要望があったら事業所の担当者に伝えてください

- ガイドヘルパーと一緒にでかけて、楽しく、納得のいく外出ができたらいいなと思います。
- 外出中に言えなかった不満などがあれば、遠慮なく事業所の担当者に話してください。
- ガイドヘルパーに直接不満などを伝えた場合でも、あなたが必要を感じたら事業所に連絡してください。伝えていただいた不満や要望は、今後の支援に活かしていきます。

2 苦情等を市役所に言うこともできます

- 直接ガイドヘルパーや事業所に不満や苦情などを言いにくい場合は、市役所の障害福祉課へ連絡していただくこともできます。

はくさんししょうがいふくしか
白山市障害福祉課

■ Tel. 076 - 274 - 9526

■ Fax. 076 - 275 - 2211

■ Email. syougai Fukushi@city.hakusan.lg.jp





7 事業所やガイドヘルパーとの信頼関係を大切にして

1 移動支援事業に関わる者としての願い

- 私たちの一番の願いは、障害のある人たちが安心して楽しく外出し、自分のやり方で、いろんなことに参加したりいろんな人と出会ったりして、その人らしい生活ができるように、お手伝いをしたいということです。

2 信頼関係を大切にして

- あなたと事業所やガイドヘルパーとのよりよい信頼関係が、一回ごとの外出を楽しいものにしていきます。とくに、ガイドヘルパーとの信頼関係は大切だと思います。信頼関係は、二人が心を合わせて深めていくものです。ぜひ、ガイドヘルパーとの心の通い合いを大切にして、あなたの外出を楽しんでください。もちろん、事業所もガイドヘルパーも、あなたに信頼してもらえるように努めます。

■ 「次、何歌おうかな」 ——カラオケ店で





III

かぞく 家族のみなさんへ

- 障害当事者である利用者自身が、自分で希望などを決め、事業所へ伝えられる場合は、本人からの情報が事業所へ直接伝わるので、それをもとにガイドヘルパーが動きます。
- 障害のある人自身が意思決定をしたり、自分の希望を事業所に伝えたりすることが困難な場合は、家族が本人とよく相談して予定などを決め、事業所に依頼してください。(5ページの図Cを見てください)



1 本人の代弁者として

1 本人の気持ちや希望を、何より大切にしてください

- 本人の希望や意思を何より大切に、行き先や利用時間を決めてください。言葉だけではなかなか決められない時でも、写真カードやガイドブックなどを利用すると、本人の意思表示が容易になると思います。いろんな方法を使って、なるべく本人の希望が出せるように工夫してみてください。
- 本人の意思がはっきりしない場合もあると思います。その時は、本人の代弁者として、家族が行き先や利用時間などを事業所の担当者に伝えてください。

2 外出時の体調などを教えてください

- 本人が伝えることが難しい場合は、外出直前の本人の体調や感情の状態、あるいは予定の変更などを、家族がなるべく詳しくガイドヘルパーに伝えてください。



② おたがいの信頼関係を大切に^{しん らい かん けい}して^{たい せつ}

- 移動支援事業にたずさわ^{い どう し えん じ ぎょう}る者としての、^{もの}私たちの一番の願^{わたし}いは、^{いち ばん}前にも書^{わが}いたように、^{まえ}障^{しょうがい}害のある人^{ひと}たちが安^{あんしん}心して楽^{たの}しく外^{がいしゅつ}出^じし、自^じ分^{ぶん}のやり方^{かた}で、い^{さん}ろ^かんなこと^{さん}に参^{さん}加^かしたりい^{さん}ろ^かんな人^{ひと}と出^で会^あったりして、そ^{ひと}の人^{ひと}らしい生^{せい}活^{かつ}がで^きるよ^うに、い^てい^つお手^て伝^だいをして^したいとい^こうこと^とです。
- 障^{しょうがい}害のある人^{ひと}本^{ほん}人^{にん}に信^{しん}頼^{らい}され^ること^はも^ちろ^ん、家^か族^{ぞく}の^{しん}ら^いい^にも信^{しん}頼^{らい}され^てこ^そ、私^{わたし}たち^の仕^し事^{ごと}が成^なり立^たちます。
- た^{しん}ら^いい^に信^{しん}頼^{らい}し合^あえ^る関^{かん}係^{けい}を^つく^るた^めに、私^{わたし}たち^と家^か族^{ぞく}の^{しん}ら^いい^にも心^{こころ}の^やり^と取^とり^を大^{たい}切^{せつ}に^したい^と思^{おも}い^ます。遠^{えん}慮^{りょ}な^く、い^ろん^なこ^とを^お聞^きか^せく^ださ^い。

■ 野球仲間^{やきゅうなか}に^まかこ^こまれて、「イエーツ」



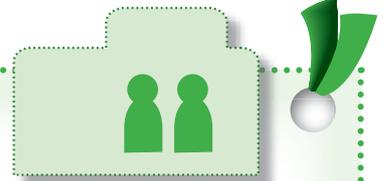


IV

じぎょうしょ 事業所のみなさんへ



1 信頼される事業所であるために



1 …本人・家族の希望や思いをしっかりと受け止めて

- 障害のある人たちや家族のみなさんから信頼される事業所として活動していくために、何よりもまず本人や家族の思いをよく理解し、それに応える事業所であって頂きたいと思います。



2 …常識をしっかりと身につけて

- 障害のある人たちと一緒に外出するガイドヘルパーが、非常識な服装や言葉づかい、立居振舞いをしていると、利用者本人に大きな迷惑をかけてしまうことになります。事業所の責任として、スタッフやガイドヘルパーに、きちんとした心構えを身につけてもらうように努めましょう。

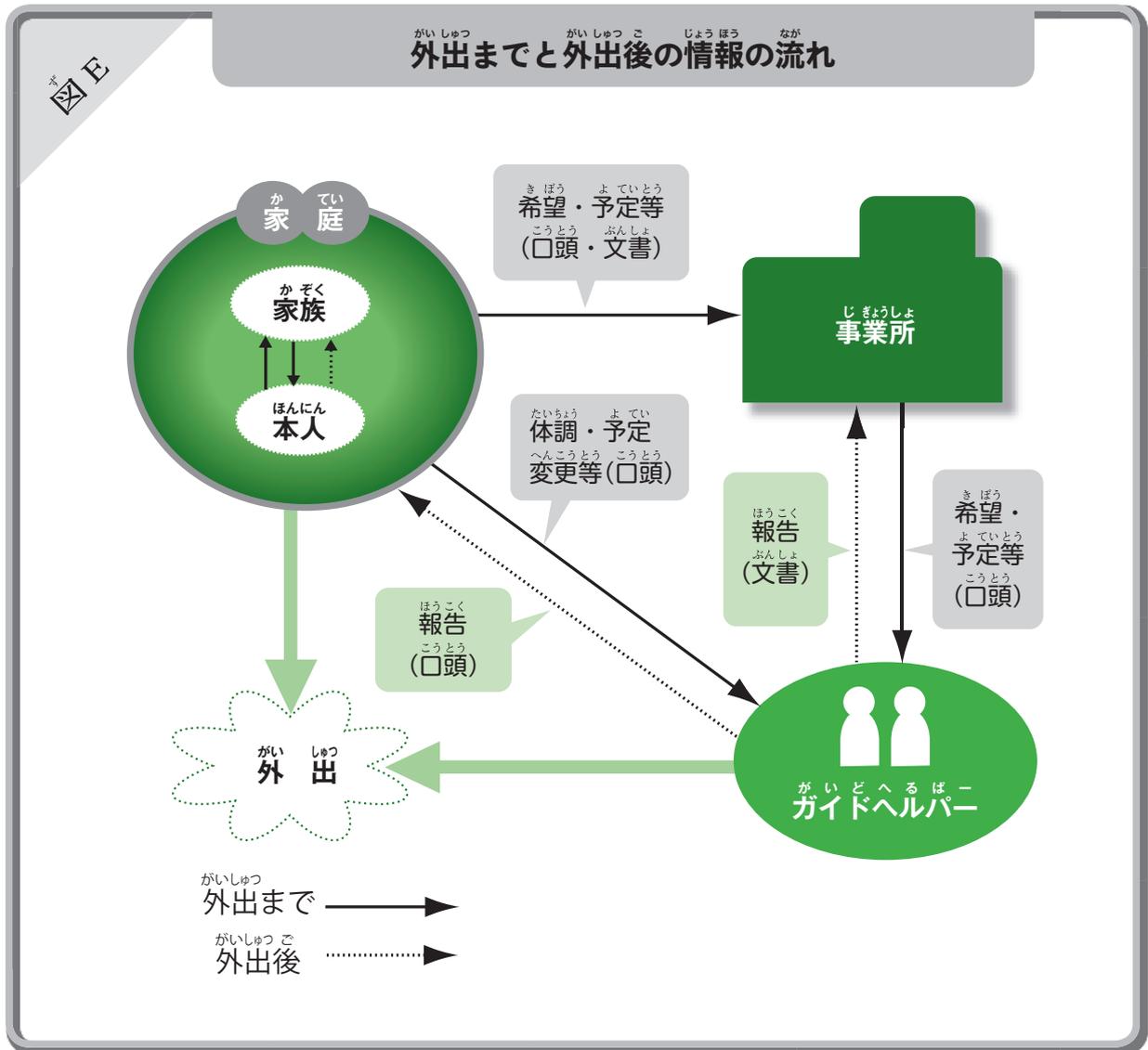
3 …人権感覚・人権意識の醸成を

- 障害のある人たちが差別されることなく、他の人たちと平等に社会の中で生きていく権利を持っていることを、事業所全体としてきちんと認識し、基本的人権を守りながら仕事をしていくように、たがいに努力していきましょう。
- ついつい障害のある人に対して保護的な目や管理的な目で見ってしまう傾向が、社会の風潮としてあります。たとえ悪意がなくても、あまりにも保護的・管理的な関わりをしていくと、障害のある人本人の主体性がそこなわれてしまいます。この点についても、スタッフやガイドヘルパーのみなさんとしっかり確認し合って、本人主体の活動ができるように努めていきましょう。



2 情報の共有をしっかりと

- 1 言語表現が困難な障害のある人の場合、家族との情報のやり取りがとても重要です。事業所からガイドヘルパーのみなさんに、このことをきちんと伝えて、よく理解してもらいましょう。



(P5の図Cと図Dをまとめると、図Eのようになります)

2 たとえば…

<でかける前>

- Step 1 …本人のその日の体調や気分などをよく知っていることで、それに応じた外出の支援が可能になります。本人から聞く場合もあれば、家族から聞く場合もあります。

<でかけた後>

Step 2 …外出後、本人から伝えられる場合は、本人から家族にその日の様子を伝えてもらいます。また本人から報告できない場合、ガイドヘルパーが家族にその日の活動の様子をほんの少しでも伝えることで、家族に安心してもらえます。場合によっては、心配させてしまうようなことを伝えなければならないこともあるかもしれませんが、それも大事なことです。

- 家族にとって気がかりなことを伝えなければならない時は、必ず事業所にもその件について報告するよう、ガイドヘルパーのみなさんにしっかり伝えておきましょう。
- ガイドヘルパーからの情報をもとに、事業所と家族の間でよく話し合うことで、よりよい方向へ向かうことがあります。一方、十分に情報が共有されないと、家族を不安にさせたりして、好ましくないことが生じてしまいます。そのようなことが起こらないようにするためにも、日頃からていねいに情報を伝え合い、思いを共有できるようにしておきましょう。

■ 障害当事者を招いてお話を聞く——ガイドヘルパー現任研修にて



(資料) 障害者手帳による割引等

	しんたいしやうがいしや てちやう 身体障害者手帳	りやういく てちやう 療育手帳	せいしんしやうがいしや 精神障害者 ほけんふくし てちやう 保健福祉手帳
じえー あーる JR	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1種…本人、介助者ともに5割引 ● 第1種、第2種…単独で利用する場合、乗車距離が片道100キロを超える場合、5割引 		なし
ほくてつ でんしや 北鉄(電車)	本人、介助者ともに5割引		なし
ほくてつ ばす 北鉄(バス)	本人、介助者ともに5割引		
たくしー タクシー	1割引		なし
はくさん し えい 白山市営 プール	本人、介助者ともに無料		
いしかわ どうぶつえん 動物園	<ul style="list-style-type: none"> ● 1・2・3級…本人、介助者無料 ● 4・5・6級…本人無料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定A…本人、介助者無料 ● 判定B…本人無料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1・2級…本人、介助者無料 ● 3級…本人無料
えい が かん 映画館	本人、介助者ともに1,000円		

※ 詳しくは、各機関・施設へ問い合わせてください。



V

ガイドヘルパーのみなさんへ



① インクルーシブな社会へ向けて

- 長い間世界各地で、障害のある人たちが障害のない人たちと共に活動する機会はごく限られたものでした。
- その反省にたつて2006年に国連で採択された「障害者権利条約」は、インクルーシブな社会の実現を基本理念としています。インクルーシブな社会とは、いろいろな人たちが支え合って共に生きる社会です。
- 前述のように、我が国でも平成23（2011）年にインクルーシブ社会の実現を目的とした改正障害者基本法が施行されました。



② インクルーシブ社会実現に向け、ガイドヘルパーの仕事はとっても大事

- ガイドヘルパーの仕事は、障害のある人が一人の市民として、社会の中でさまざまな活動に参加したり、自分に必要な活動をしたりするのを手助けする、とても大事な仕事です。それはまた、周りの人たちが、障害のある人たちと直接ふれ合うことを通して理解を深め、関わり方を学んでいくのを手助けする仕事でもあります。
- 障害のある人たちとガイドヘルパーが、白山市の街なかの風景を変えていく、といつてもいいでしょう。
- ガイドヘルパーの仕事は、インクルーシブな社会実現のために欠くことのできない重要な仕事で、今後ますますその必要性が高まっていくことでしょう。
- ガイドヘルパーのみなさん一人ひとりに、自分の仕事の重要性をよく心に留めていただき、障害のある人たちや家族の人たちに信頼されるガイドヘルパーとして、大いに活躍していただきたいと願っています。



③ ここが大事—心に留めておきたいこと

① 障害のある人本人の人権と主体性を尊重した関わりを

- 障害のない人たちはこれまで、障害のある人たちを「保護や管理、指導の対象」としてきました。もう、この考え方から卒業しましょう。
- 障害のあるなしにかかわらず、私たちはみな、一人ひとりが独立した人格を持つ主体です。そして、一人ひとりが、社会の中で自由に、平等に生きる権利を有しています。ガイドヘルパーとして活動する者として、まずこのことを肝に銘じておきましょう。
- 障害のある人がその人生の主人公として誇りを持って、安心して暮らしていけるように、必要な支援をしていきましょう。

② 本人中心の支援を

- これまでの障害者福祉の現場では、職員中心の関わりがよくみられました。ガイドヘルプでは、活動の主体は、あくまでも障害のある人本人です。本人が動きやすいように、あるいは本人が納得した動きができるように支援することが何より大切です。
- 言葉でのコミュニケーションができる人とは、ていねいな言葉のやり取りを通じて、たがいに理解を深めていきましょう。
- 言葉でのコミュニケーションが難しい人でも、表情や身ぶりなどから、その人の気持ちを理解することができます。ちょっとしたサインもしっかり受け止めて、障害のある人本人が気持ちよく楽しく活動できるような支援を心掛けていきましょう。

③ 橋渡し役としてのガイドヘルパー

- ガイドヘルパーは、障害のある人と周りの人たちとの橋渡し役です。たとえば、障害のある人とお店の人が直接やり取りができるようにしていくことも、ガイドヘルパーの大事な仕事です。何でもガイドヘルパーがしてしまうと、障害のある人本人から、参加の機会や周りの人たちとの関わりの機会を奪ってしまうことになってしまいます。できるだけ障害のある人本人と周りの人たちが直接関われるように、いろいろ工夫していきたいものです。

4 外出先や目的などを考えて

- ガイドヘルパー自身がしっかりとした常識を身につけ、その時々^{ときどき}の外出先やその目的^{もくてき}などに合わせた服装^{ふくそう}や立居振る舞い^{たちいふま}をすることが、とても大切です。
- 本人^{ほんにん}がでかける場所^{ばしょ}によってガイドヘルパーが服装^{ふくそう}を変えるなどの配慮^{はいりょ}を怠ると、障害^{しょうがい}のある人や家族^{かぞく}に大きな迷惑^{めいわく}をかけることになります。

5 家族ともよい関係を

- 障害^{しょうがい}のある人^{ひと}との関わり^{かか}りだけで済む場合^すもあれば、ガイドヘルパーが障害^{しょうがい}のある人^{ひと}の家族^{かぞく}と情報^{じょうほう}のやり取り^とをする必要^{ひつよう}のある場合^{ばあい}もあります。
- 本人^{ほんにん}が言葉^{ことば}で意思^{いし}などを伝える^{つた}ことが困難^{こんなん}な場合^{ばあい}、家族^{かぞく}とガイドヘルパー^{ガイドヘルパー}の間^{あいだ}で情報^{じょうほう}のやり取り^とが必要^{ひつよう}になります。その際^{さい}、家族^{かぞく}から信頼^{しんらい}されるように、ていねいな関わり^{かか}りを心掛^{こころが}けていきましょう。





4 決める、選ぶ — 本人の意思を何より大切にして

1 本人の意思や納得を何より大切にして

- 外出した時の活動の主体は障害のある人本人であることをよく心に留め、行き先や買い物などの決定や選択にあたっては、本人の意思を何より大切にした支援を心掛けていきましょう。
- 外出した先で、障害のある人が自分で買う物を選んだり、見る映画を決めたりすることもあれば、「自分だけでは決められないから、一緒に考えてほしい」ということもあります。
- そんな時ガイドヘルパーと一緒に考えながら、本人が納得できる決定や選択ができるように支援することがとても大事です。ガイドヘルパーが全部決めたり主観を押しつかけたりすると、本人の主体性を奪ってしまうことになります。必要なヒントや情報を提供しながら、一緒に考えて、本人が納得できる決定・選択にたどりつけるようにしたいものです。

2 時には、ガイドヘルパーからの提案も

- 私たちは他の人とでかける時、おたがいに自分の好みや思いを出し合いながら一緒に行動します。
- ガイドヘルプででかけた時も、「利用者の主体性を尊重すること」をベースとしながら、時にはガイドヘルパーから「今日は〇〇へ行ってみましょう」という提案があってもいいでしょう。それで利用者も楽しめるのであれば、ガイドヘルパーからの一声もいいものだと思います。



VI

し 民 市民のみなさんへ



1 白山市内の障害のある人たち

- 白山市の人口は約11万人です。そのうち障害のある人たちは約5千人です。肢体不自由の人や、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害、発達障害、内部障害のある人たちなどです。



2 人権尊重をベースに共生の街づくりを

- 障害のある人たちも、白山市の大切な市民です。白山市に住む私たちが、障害の有無に関わりなくたがいを大切にし合い、共に生きていけるように、一人ひとりが人権意識を高めていくように努めていきましょう。
- これまで、障害のある人はなかなか街なかで活動することができませんでした。街全体が、障害のある人たちが生きやすい環境とはなっていませんでした。
- 今、私たちの国では、障害のある人もない人も共に生きていける社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを始めています。



3 街で出会ったら

- 白山市では、たくさんの障害のある人が自分だけで街へでかけたり、ガイドヘルパーと一緒にでかけたりしています。みなさんも、以前よりも頻りに障害のある人の姿をみかけるようになったのではないのでしょうか。
- 障害のある人だからといって、特別やさしくしなければならないというわけではありません。ただ、周りの人のちょっとした心配りや手伝いが、障害のある人自身やガイドヘルパーにとって心強いことがあります。



■ 講師である障害当事者もまじえてグループディスカッション
——ガイドヘルパー現任研修にて

- たとえば、車椅子で移動していると、ちょっとした段差が障壁になってしまいます。そんな時、周りの人のさりげない手助けがあると、とても助かります。
- また、障害のある人とでかけているガイドヘルパーが、自分自身がトイレに行きたくなった時など、ひよっとしたら周りのみなさんに「ちょっとの時間、この人として下さいませんか」とお願いすることがあるかもしれません。そんな時、手を貸してください。
- 障害のある人と出会った時、ちょっとした手伝いをするのは、少し照れ臭いかもしれませんが、でも、一歩心を前に出して、手を貸してください。その一歩で障害のある人がとても助かります。
- 障害のある人とガイドヘルパーと一緒に動いていると、どうしてもガイドヘルパーの方へ声がかかることが多くなります。本人に声をかけることにためらいがあるのでしょうか。でも、本人に声をかけてみてください。わからないところはガイドヘルパーが橋渡しをします。



4 心のかけ橋をかけ、共に生きる街を作っていきましょう

- 障害の有無に関わりなく、人と人の間に、心のかけ橋をかけて、いろんな人が一緒に生きていく白山市にしていきたいと思います。



VII

きゅー あんど えー
Q & A

1

今までに他人と二人で外出したことがないので不安です。

⇒ 利用に関して不安や疑問等がある場合は、障害福祉課あるいは直接事業所にご相談ください。十分お話をお聞きしたうえで、その人に合った外出の仕方などを考えていきます。

2

手帳がなければ移動支援は利用できませんか。

⇒ 原則としては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている必要があります。ただし、手帳をお持ちでない人でも市長が必要と認めた場合は利用することができます。

3

複数の事業所を利用したいのですが可能ですか。

⇒ 支給時間数内であれば、複数の事業所と契約することができます。

(例) 支給時間数 20時間

(A事業所10時間、B事業所5時間、C事業所5時間)

4

利用者がガイドヘルパーを選ぶことはできますか。

⇒ 事業所側の事情等もありますので、特定のガイドヘルパーを希望される場合は、直接事業所にご相談ください。

5

家族も一緒に出かけられますか。

⇒ 家族の方と一緒にでは制度を利用できません。本人とガイドヘルパーとの外出が原則です。

6 移動支援を利用してどこへでも出かけられますか。

- ⇒ 安全上の理由等^{あんぜんじょう りゆうなど}で出かけられない場所^{ばしょ}もあります。詳しくは障害福祉課^{しょうがいふくしか}にご相談^{そうだん}ください。

7 移動支援を利用して通院をすることができますか。

- ⇒ 移動支援を利用しての通院^{つういん}は認められていません。
通院^{つういん}を希望^{きぼう}される場合は、新たに障害福祉サービス^{しょうがいふくしき}の居宅介護^{きたくかいご} [通院介助^{つういんかいじょ}] の申請^{しんせい}が必要^{ひつよう}となります。

8 移動支援で学校への送迎はしてもらえますか。

- ⇒ 原則^{げんそく}として、移動支援を利用しての学校^{がっこう}や職場^{しょくば}等^{など}への送迎^{そうげい}は認められていません。
保護者^{ほごしゃ}が入院^{にゅういん}する等^{など}特別^{とくべつ}の場合は障害福祉課^{しょうがいふくしか}にご相談^{そうだん}ください。

9 移動支援を利用できる時間数を増やせますか。

- ⇒ サービス利用時間^{サービスりようじかん}は、その人^{ひと}の実情等^{じつじょうなど}に応じて支給決定^{しきゅうけつてい}をしています。
支給時間数^{しきゅうじかんすう}やその他^たの申請等^{しんせいなど}に関しては、障害福祉課^{しょうがいふくしか}にご相談^{そうだん}ください。

10 ガイドヘルパーになるにはどうすればよいですか。

- ⇒ 詳しくは各事業所^{かくじぎょうしょ}にお問い合わせ^{とあ}ください。



VIII

資料

～障害者権利条約と障害者基本法～

2006年に国連で、障害のある人もない人も共に生きていける社会（インクルーシブ社会）の実現を目的とする「障害者権利条約」が採択されました。

日本でもこの条約を批准する（日本の法律として採用する）ための取り組みがなされています。その最初の成果が、障害者基本法の改正でした。平成23(2011)年8月に施行された新しい障害者基本法は、差別のない共生社会の実現を目的とした、画期的な法律です。

① 障害者権利条約(政府仮訳文)

第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

(後略)

第二条 定義

(前略)

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(後略)

② 障害者基本法

第一条 目的

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のつとめ、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、(中略)障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第二条 定義

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受

ける状態にあるものをいう。

- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第三条 地域社会における共生等

第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第四条 差別の禁止

- 1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

白山市障害者移動支援ガイドブック

- 発行日 平成24年3月15日
- 発行者 白山市・白山市障害者等自立支援協議会
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
TEL 076-276-1111(代表) Fax 076-275-2211
- 編集 白山市障害者等自立支援協議会 ガイヘルネット
- 編集委員 徳田 茂、三嶋崇秀(エポック)、山口智一(スポットライト)
宮腰美枝(仏子園)、多造友基子(相談支援専門員)
新谷友紀、堀口佳子(障害福祉課)

